

令和元年12月18日	参考資料 1
第36回 保険者による健診・保健指導等に関する検討会	
令和元年11月13日	資料2-1
第35回 保険者による健診・保健指導等に関する検討会	

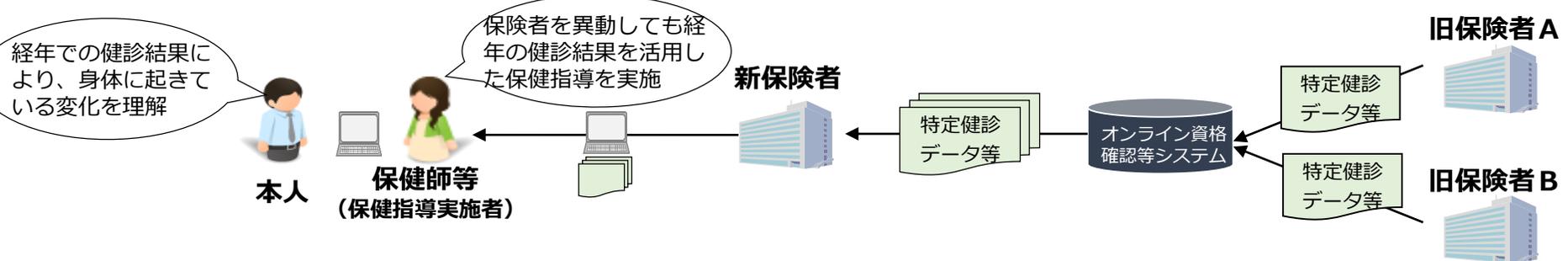
# 特定健診データ等の保険者間の引継ぎ、 マイナポータルを活用した特定健診データ等の閲覧について

# オンライン資格確認等システムを活用した特定健診データ等の保険者間の引継ぎについて (基本的な考え方)

- 従来、特定健診等データの保険者間の引継ぎについては、「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」において、保険者にとって新規加入者の過去の特定健診等データを活用して、本人の過去の状況や病歴等の特性に応じた、個別の保健事業へのアプローチが可能となること等のメリットが指摘されてきた。
- 一方で、一律的・網羅的な対応を行うためには、保険者において一定のシステム改修が必要であるが、マイナンバー制度の運用状況も踏まえる必要があったことから、これまで特段の対応は行わず、当面の間、紙又は電子媒体での引継ぎを行っている。
- 現状において、新規加入者などに対する保健指導等において過去の健診結果を活用している例は少ない。
- 現在マイナンバー制度のインフラを活用したオンライン資格確認等システムの整備が進められており、特定健診データ等の引継ぎの重要性や現状を踏まえ、効率的な引継ぎが行えるよう、この環境を活用した仕組みを整備することとする。
- また、加入者の予防・健康づくりを促進する観点から、マイナポータルでの特定健診データ等の閲覧や民間PHRサービスへの情報連携の仕組みについても併せて構築する。

## 経年の特定健診結果を活用した効果的な保健指導の実施

## 保険者間の特定健診データ等の引継ぎ



### 過去の健診結果を活用している例が少ない

- 特定健診の記録の提供を求められた旧保険者は、新保険者に記録（紙又は電子媒体）を提供しなければならないが、実際に旧保険者に照会し活用している例は少なく、新保険者ではその年の健診結果のみを用いて保健指導をしているとの指摘がある。

### 効率的に記録の提供・取得ができる仕組みがない

- 現在、主として紙で記録を引き継いでいる。
- 予防・健康づくりの進展に伴い、今後は、保険者間の特定健診データ等の引継ぎの機会の増加が見込まれるため、事務負担の増加も予想される。

- 引き継がれた特定健診データ等を活用することで、経年の特定健診結果に基づいた、的確な保健指導が提供できる。
- 過去の健診結果を活用することで、加入者等に対して、特定健診・保健指導以外の保健事業の更なる推進ができる。
- オンライン資格確認等システムの環境を活用し、特定健診データ等を集約することで、最適なセキュリティを確保しつつ、効率的なデータの引継ぎが可能となる。



# 特定健診データ等の保険者間の引継ぎ マイナポータルを活用した特定健診データ等の閲覧等の仕組みの主な検討項目

- 特定健診データ等の保険者間の引継ぎ、マイナポータルを活用した特定健診データ等の閲覧等の仕組みの構築に向けて、以下の検討事項について、実務担当者による特定健診・特定保健指導に関するワーキンググループで議論・整理を進めている。
- その際、オンライン資格確認等システムの構築と平仄を合わせるため、オンライン資格確認等システムの仕様に関わる検討事項から優先して議論・整理を進めている。

## ○ 特定健診データ等の管理等に関する主な検討事項

### I. 特定健診データ等の管理期間等のあり方

### II. 保険者からの特定健診データ等の効率的な登録方法、照会・提供の仕組み

- ・ 特定健診データ等の保険者間の効率的な照会・提供の仕組み
- ・ 保険者から支払基金へのデータの効率的な登録方法（匿名化前データの登録方法等）
  - 特定健診情報ファイルの個人単位被保番対応
  - 匿名化前データの登録方法
- ・ 2020年度における先行的な特定健診データ等の登録
- ・ 健診実施機関から支払基金経由で特定健診データ等をオンライン資格確認等システムに登録する方法
- ・ レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）への効率的な登録方法（データの匿名化等）
- ・ 保険者が現在保有している特定健診データベースとの役割分担

### III. マイナポータル等での特定健診データ等の表示

- ・ 表示が必要な健診結果項目等
- ・ 医療機関での特定健診データ等の閲覧方法や表示方法
- ・ 加入者の健康管理に資する分かりやすいマイナポータル等での画面表示（経年データの表示方法等）
- ・ 民間PHRサービスとの役割分担やデータの授受の方法（保険者共通サービスとして、どこまでマイナポータルで対応するか）

## 1. 保険者間引継ぎの運用について

- (1) 閲覧用ファイルの登録について
- (2) 個人単位被保険者番号の確認について
- (3) 保険者間引継ぎの同意の登録について

## 2. データ様式について

- (1) 個人単位被保険者番号の入力
- (2) 同意情報ファイル
- (3) 6号通知・8号通知等の別表へのコード追加について
- (4) ダウンロードファイル

保険者用・加入者（マイナポータル）用・医療機関用

※ 6号通知：

「保発1030第6号 平成29年10月30日平成30年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」

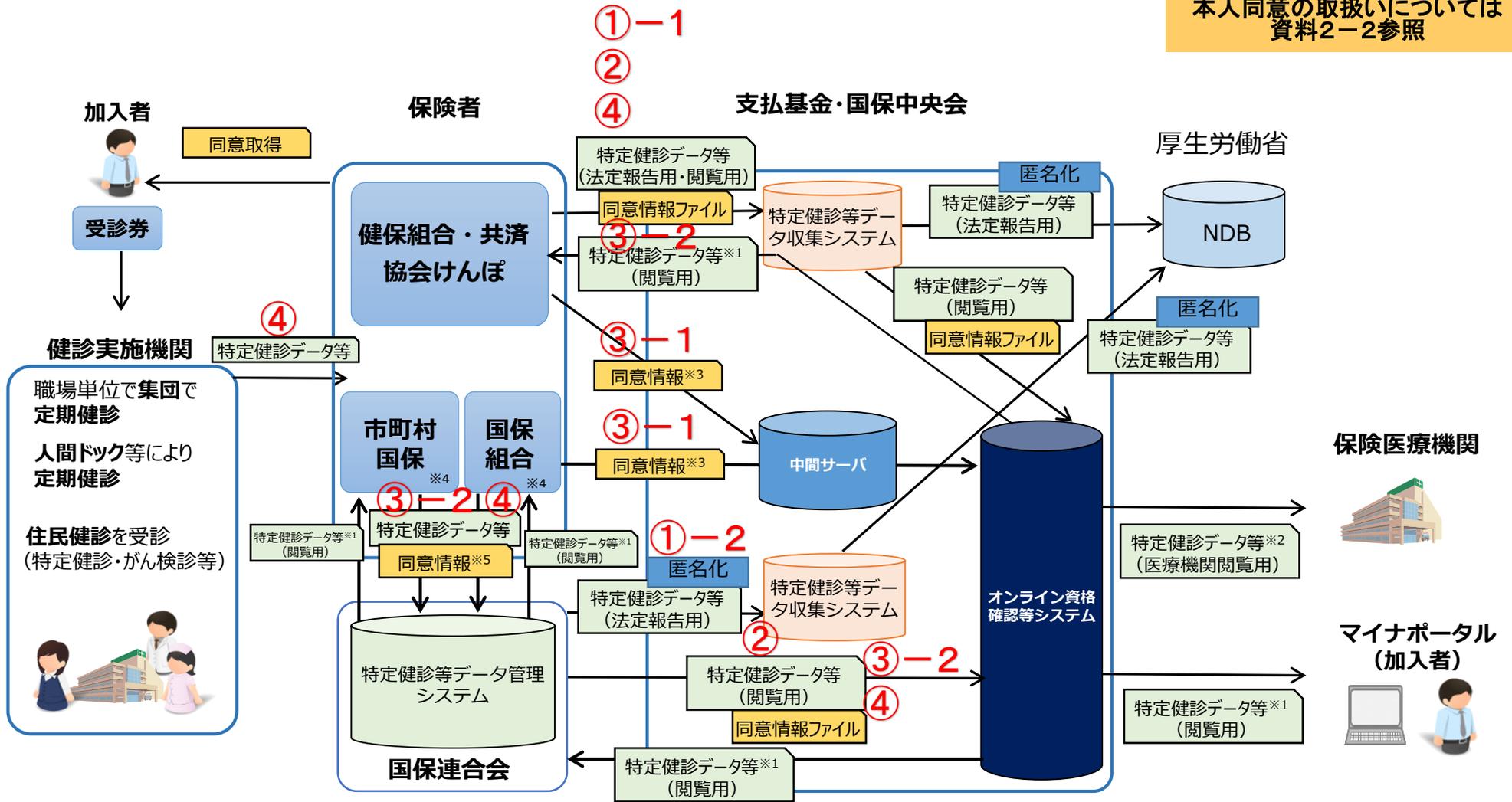
※ 8号通知：

「保発1030第8号 平成29年10月30日保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する平成30年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について」

# **1. 保険者間引継ぎの運用について**

# 特定健診データ等の提出経路（案）

保険者間引き継ぎに当たっての  
本人同意の取扱いについては  
資料2-2参照



※1 PDF、XML等でのダウンロードを想定

※2 医療機関閲覧用ファイルは保険者引継ぎ用とは別途レイアウトを設定

※3 統合専用端末での登録を想定

※4 国民健康保険のうち、国保連合会を経由せず法定報告している場合は、被用者保険の登録の流れに準ずる（国保組合も同様）。

※5 国保連合会の特定健診等データ管理システムに対し、保険者設置の同システムの端末から同意情報ファイル作成を指示

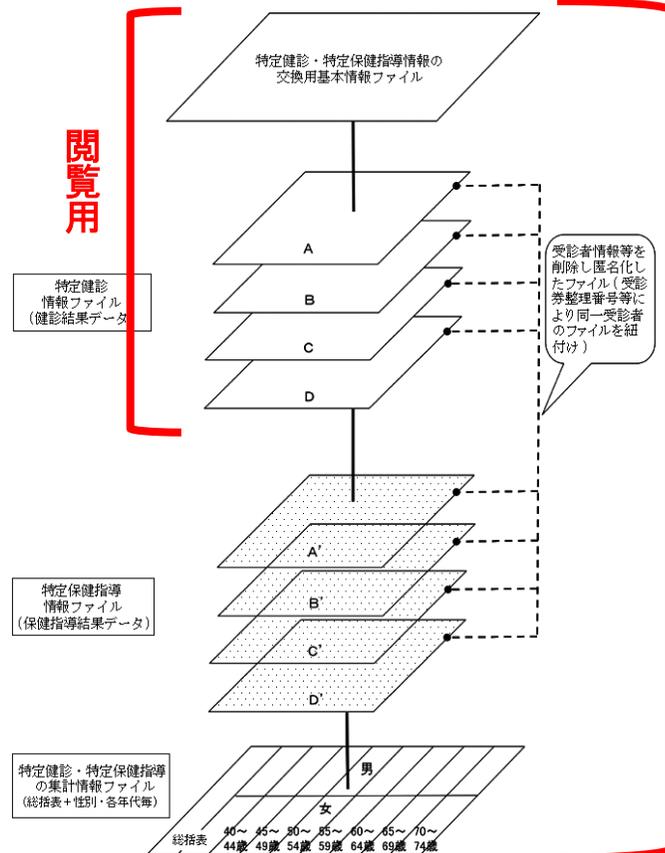
## 特定健診データ等の登録方法

- ・ オンライン資格確認等システムに登録する特定健診データについては、法定報告に含まれるものを活用することが考えられるが、以下のような制約が生じうる。
  - ✓ 法定報告の時期（健診実施年度の翌年度11月1日まで）のために、システム上で登録されるまでに相応の期間を要する。
  - ✓ 法定報告に含まれる特定健診データは、年間を通じて加入していた者のデータに限定されるため、年度途中で資格を喪失した者等のデータは含まれない。
- ・ こうした制約を踏まえ、オンライン資格確認等システムに登録する特定健診データについては、法定報告に含まれるものを活用することを基本としつつ、個々の保険者の実情に応じ、以下の対応も選択可能な体制を設ける。
  - ① 従来の法定報告よりも早いタイミングで特定健診データを登録
  - ② 年度途中で資格を喪失した者の特定健診データを含め、全ての特定健診データを登録

# 保険者間引継ぎの運用について

## (1) 閲覧用ファイルの登録について (P6:②)

8号通知別紙

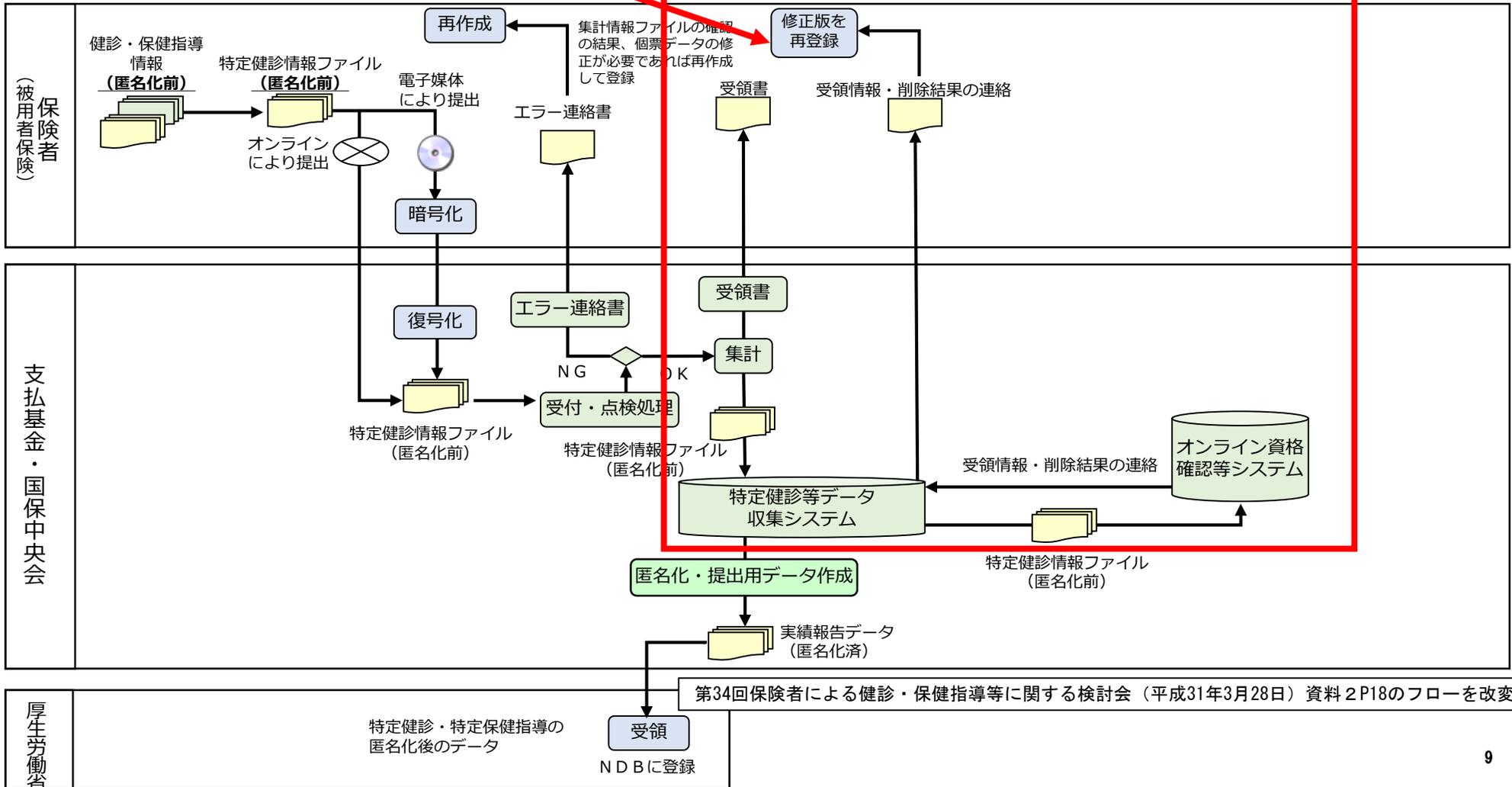


- XML形式ファイルで登録  
(法定報告用、閲覧用)
- 閲覧用ファイルは、交換用基本情報ファイル、特定健診情報ファイルとする。  
※特定保健指導データは含まない。
- 閲覧用ファイルは法定報告用ファイルと別の時期に登録することができる。
- 法定報告用として登録した場合も、特定健診データ収集システムにおいて「特定健診情報ファイル」のみを抽出しオンライン資格確認等システムに連携
- オンライン資格確認システムでは、後から登録されたファイル情報に更新され格納される。
- 法定報告以外で登録される閲覧用ファイルについては、オンラインでの登録を原則とする。
- 登録頻度としては、月次までを想定。  
※実際の運用状況を見ながら、引き続き検討。

# 保険者間引継ぎの運用について

## (2) 個人単位被保険者番号の確認について

- データが誤って引き継がれることがないよう、保険者から登録された特定健診データ等に含まれる個人単位被保険者番号を、オンライン資格確認等システムに照会。
- 資格が確認された特定健診データ等のみオンライン資格確認等システムに登録（エラーの場合は保険者に削除結果を連絡（※下記フロー図参照））。



第34回保険者による健診・保健指導等に関する検討会（平成31年3月28日）資料2P18のフローを改変

## (3) 保険者間引継ぎの同意の登録について

- 同意を取得する対象者は、保険者の変更があった40歳以上の加入者。
- 同意を取得する保険者は新保険者。
- データ登録開始時期は、新規法定報告分（2020年度分～）。
- 統合専用端末からの登録及び同意情報ファイルの登録を用いて同意の有無を登録。
  - a. 保険者が統合専用端末を使用し、中間サーバーを経由してオン資に登録（被用者保険・国保組合）  
⇒同意情報ファイルの登録は不要 (P6:③-1)
  - b. 保険者がオンライン請求端末を使用し、特定健診等データ収集システム経由でオン資に登録  
（被用者保険）(P6:③-2)  
⇒同意情報ファイルの登録は必要
  - c. 保険者が国保連合会の整備する特定健診等データ管理システムの端末を使用し、オンライン請求ネットワーク  
を経由してオン資に登録（市町村国保・国保組合）(P6:③-2)  
⇒同意情報ファイルの登録は必要
- 同意を取得するタイミングと説明者については下記が考えられる。
  - a. 保健指導実施時に保健師等が説明・取得
  - b. 新規保険加入時に保険者が窓口等での説明・取得
  - c. 特定健診・保健指導の受診案内時に郵送等による説明・取得

○統合専用端末からの登録及び同意情報ファイルで登録した、直近の（不）同意取得日を優先して、同意フラグを判定する。

- ・ 同日の場合は、直近の時間に登録された同意フラグを優先する。

※統合専用端末 → 加入者情報ファイルで登録

項番	項目名		項目説明	
22	自己情報提供不可フラグ		既存システムが、自己情報提供不可フラグを設定する。  0：提供可能 1：提供不可 2：既に設定している値を優先（更新しない）  ※「2：既に設定している値を優先（更新しない）」を設定した場合、中間サーバーで管理している値を優先し、本インターフェイスによる更新は行わない。	
23	特定健診情報提供に係る本人同意フラグ	省略	既存システムが、加入者本人に確認し、前保険者が収集している特定健診情報を現保険者へ提供することへの同意有無として設定する。  0：同意未取得または加入者インターフェイスでは連携しない 1：同意する 2：同意しない	省略
24	特定健診情報提供に係る本人（不）同意取得日		既存システムが、前保険者が収集している特定健診情報を現保険者へ提供することに対して、加入者本人が同意した日又は同意しなかった日を設定する。	

「医療保険者等向け中間サーバー等ソフトウェア設計・開発等業務」外部インターフェイス仕様書 別紙4 ファイル設計書(令和元年9月30日)より抜粋

○同意情報ファイルの登録頻度としては、可能な限り随時登録出来る環境を整える。

※実際の運用状況を見ながら、引き続き検討。

## 2. データ様式について

# データ様式について

## (1) 個人単位被保険者番号の入力 (P6:④)

○特定健診データ等の個人単位被保番の入力規則は、2019年3月28日の検討会資料2 p.14において、『「被保険者証等記号＋被保険者証等番号＋枝番」とする。当該の個人単位被保番は、電子的な標準様式（特定健診情報ファイル、特定保健指導情報ファイル）における「整理用番号5」に記録することとする。』としていたが、オンライン資格確認等システムと同様のレイアウトとし、別行として枝番を追加する。

### 特定健診情報ファイル修正案（抜粋）

ファイルの記録内容	フィールド名称	モード	最大バイト	データ形式	解説	備考
特定健診情報 受診者情報	整理用番号1	英数	64	固定		省略
	整理用番号2	英数	64	固定		
	整理用番号3	英数	64	固定		
	整理用番号4	英数	64	固定		
	整理用番号5	英数	64	固定		
	保険者番号	数字	8	固定	特定健診の受診者が加入している保険者の保険者番号を記録	省略
	被保険者証等記号	漢字又は英数	40	可変	特定健診の受診者の被保険者証等記号を記録	
	被保険者等番号	漢字又は英数	40	可変	特定健診の受診者の被保険者証等番号を記録	
	枝番	数字	2	固定	個人単位被保険者番号の枝番を記録	
	氏名	全角カタカナ	40	可変	特定健診の受診者氏名を記録	
	生年月日	数字	8	固定	特定健診の受診者の生年月日（西暦）を記録	
	男女区分	数字	1	固定	特定健診の受診者の性別を記録	
	郵便番号	英数	8	固定	受診券裏面に記入された受診者の郵便番号を記録	
住所	漢字	80	可変	受診券裏面に記入された受診者の住所を記録		

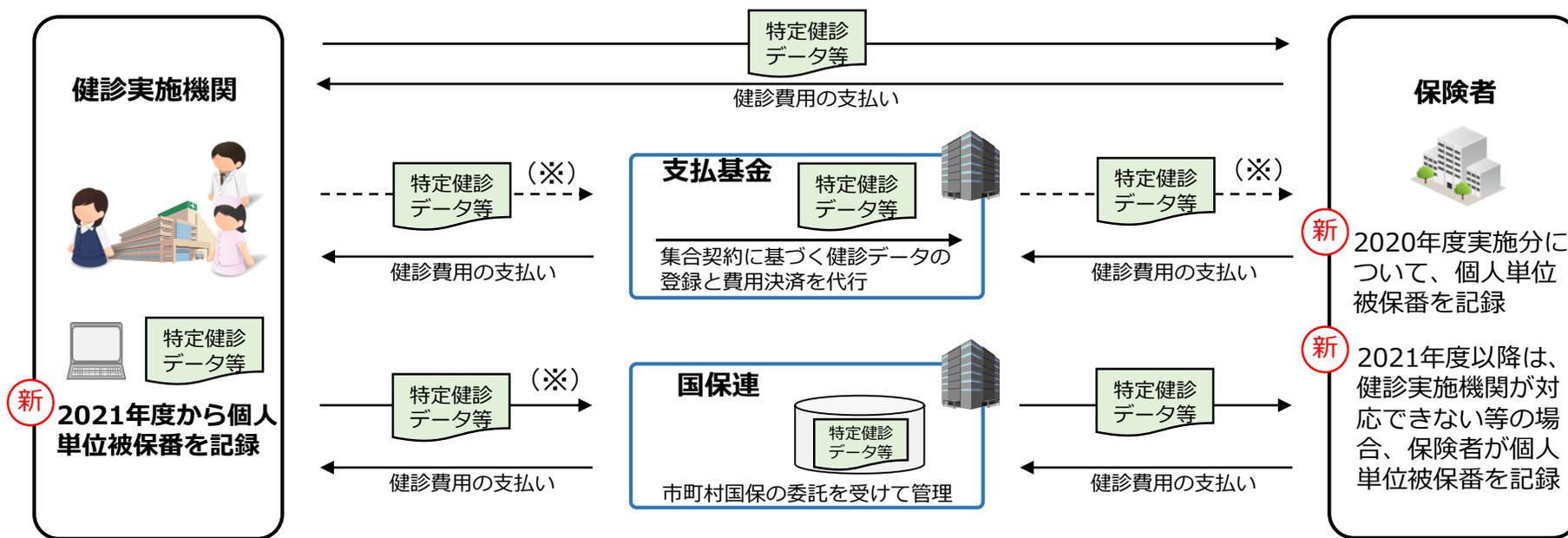
### 【参考】オンライン資格確認等システムのレイアウト

項番	項目名		項目説明	
46	被保険者証区分	省	既存システムが、被保険者証区分を設定する。 01:被保険者証（一般） 02:被保険者証（退職） 03:短期被保険者証（一般） 04:短期被保険者証（退職） 05:被保険者資格証明書 06:特例退職被保険者証 07:自衛官診療証	省略
47	保険者番号（証）	略	既存システムが、券面記載の保険者番号である保険者番号（証）を設定する。	略
48	被保険者証記号（証）		既存システムが、券面記載の被保険者証記号である被保険者証記号（証）を設定する。	
49	被保険者証番号（証）		既存システムが、券面記載の被保険者証番号である被保険者証番号（証）を設定する。	
50	被保険者証枝番（証）		既存システムが、券面記載の枝番（2桁の番号）である被保険者証枝番（証）を設定する。	

「医療保険者等向け中間サーバー等ソフトウェア設計・開発等業務」外部インターフェイス仕様書別紙4 ファイル設計書(令和元年9月30日)より抜粋

# 健診実施機関等における個人単位被保険者番号の記録

- ・オンライン資格確認等システムを活用した保険者間の引継ぎや、加入者や保険医療機関がマイナポータル等を通じてデータを経年で閲覧するためには、特定健診データ等に個人単位被保番を記録する必要がある。
- ・健診実施機関が作成する特定健診データ等に個人単位被保番の記録が可能となるのは、保険者において受診券等に個人単位被保番が印字可能となる2021年度からであることから、健診実施機関は2021年度から個人単位被保番を記録する。
- ・特定健診データ等の個人単位被保番の入力規則は、オンライン資格確認等システムと同様のレイアウトとし、別行として枝番を追加する。（※誤入力等の影響により、資格確認等が困難になる可能性があるため）



※ 健診実施機関から支払基金及び国保連合会経由で健診データを登録する方法については、決済代行システムの改修後に順次対応する。

# データ様式について

## (2) 同意情報ファイル (P6:③-2)

- 同意情報ファイルは1人1ファイルとしてXML様式で登録。  
案：閲覧用ファイルと同様に登録（交換用基本情報ファイル＋同意情報ファイル）
- 同意取得対象者のみデータを作成。
- 同意情報は、本人（不）同意取得日及び本人同意フラグ（1. する 2. しない）を登録。

### 特定健診データ等保険者間引継ぎに係る同意情報ファイル（案）

項目		データタイプ	記録内容
受診者情報			
	保険者番号	数字	(省略)
	被保険者証等記号	漢字又は英数	
	被保険者証等番号	漢字又は英数	
	枝番	数字	
	氏名	全角カタカナ	
生年月日	数字		
同意情報			
	本人（不）同意取得日	数字	
	本人同意フラグ	数字	同意する：「1」、同意しない：「2」

# データ様式について

## (3) 6号通知・8号通知等の別表へのコード追加について (P6:①-1・2、②、③-2)

○法定報告用（匿名化前・匿名化済）、閲覧用、同意用の判別のため、交換用基本情報ファイルの種別コード及び実施区分コードを追加。

- ・法定報告用（匿名化前）：種別コード「10」・実施区分コード「5（新規追加）」
- ・法定報告用（匿名化済）：種別コード「10」・実施区分コード「3（従前通り）」
- ・閲覧用：種別コード「12」・実施区分コード「1」
- ・同意用：種別コード「13」・実施区分コード「6（新規追加）」

### 特定健診情報の交換用基本情報ファイル修正案（抜粋）

ファイルの記録内容	フィールド名称	モード	最大バイト	データ形式		
特定健診の 交換用情報	種別	数字	2	固定	省 略	
	送付元機関	数字	10	可変		
	送付先機関	数字	10	可変		
	作成年月日	数字	8	固定		
	実施区分	数字	1	固定		
	総ファイル数	数字	8	可変		

※ 総ファイル数について、6桁から8桁へ変更

### 種別コード修正案（抜粋）

コード名	コード	内容
種別 コード	1	
	2	
	3	
	4	省
	5	
	6	略
	7	
	8	
	9	
	10	保険者から国（支払基金）（匿名化前・匿名化済）
	11	（略）
	12	閲覧用
	13	同意情報

※ 将来的な活用も視野に、予備の行も設ける(物理定義(XMLスキーマファイル)の変更が必要)

### 実施区分コード修正案（抜粋）

コード名	コード	内容	
実施区分 コード	1	特定健診情報	省 略
	2	特定保健指導情報	
	3	国（支払基金）への実施結果報告 （匿名化済）	
	4	他の健診結果の受領分	
	5	国（支払基金）への実施結果報告 （匿名化前）	
	6	同意情報	

※ コードを追加するため、物理定義(XMLスキーマファイル)の変更が必要

## (4) ダウンロードファイル

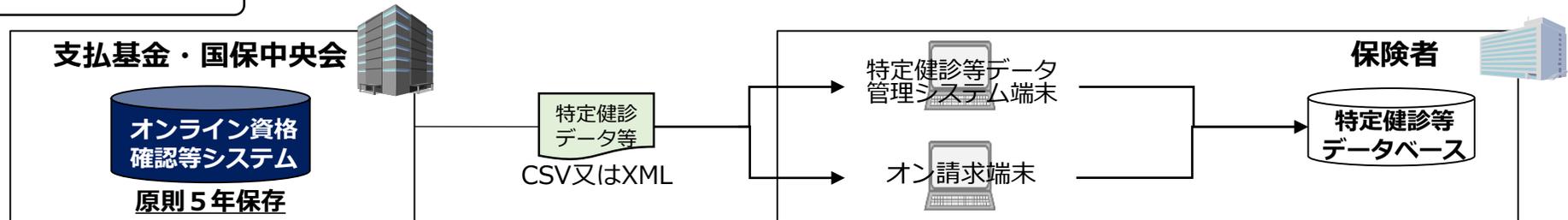
- 保険者用  
CSV・XML
- 加入者（マイナポータル）用  
PDF
- 医療機関用：DV防止等の観点を踏まえ、健診実施機関等を削除する等、項目を整理する。  
PDF等

## 特定健診データ等の記録の保存期間、ダウンロード

- ・ 現行の法令で規定されている保険者による記録の保存期間を考慮し、オンライン資格確認等システム上に直近5年分の健診データを保存する。データの保存様式等により、コストを抑える工夫を講じる。
- ・ 保存期間の過ぎた特定健診データ等の取り扱いについては、今後、引き続き検討（削除を前提に、事前に保険者に周知する方法や、オンライン資格確認等システム外に一定期間保持する方法が考えられる）。
- ・ 特定健診データ等のダウンロードは、保険者が引き継いだ特定健診データ等を円滑に活用できるよう、必要なときに随時ダウンロードできる仕組みを構築する。ダウンロードの際には、オンライン請求用の端末、国保連合会の整備する特定健診等データ管理システムの端末を活用する。今後、既存のガイドライン（※）においてオン請求端末の活用にあたって課題がないか整理し、必要な対応を講じる。

（※）医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版、レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン

### ダウンロードのイメージ



### （参考）

- ・ 加入者が保険者を異動しても、新しい保険者は旧保険者に加入者の特定健診等の記録の提供を求めることができ、旧保険者は本人の同意を得て記録の写しを提供しなければならない（高確法第27条、実施基準省令第13条）。
- ・ 保険者は、記録作成日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間、又は、他の保険者の加入者となった日の属する年度の翌年度の末日までの期間のうちいずれか短い期間、保存しなければならない（実施基準省令第10条）。
- ・ 特定健診データ等は、年間約3,200万件（特定健診約2,800万件＋後期健診約400万件）発生している。

## 保険者、マイナポータル及び保険医療機関での特定健診データ等の閲覧項目

- ・ DV被害者等の情報を保護する観点から、保険者等において居所を類推する情報等が必要以上に閲覧されることのないよう、以下のとおり整理する。
  - 保険者においては、特定健診情報ファイルのすべての項目を閲覧、ダウンロードできるようにする。
  - 加入者本人に表示する項目は、特定健診受診情報・特定健診機関情報・受診者情報・受診券情報については保険者と同一、健診結果・質問票情報については、医療機関と同一とする。
  - 加入者及び保険医療機関においては、健診結果・質問票情報を閲覧できるようにする。
- ・ 特定健診・特定保健指導の効果的な運用や診療場面での活用を想定し、具体的な既往歴や所見等フリーテキストで記録されている項目についても閲覧が可能とする。

項目	居所を類推する情報	データタイプ	医療機関への表示要否
受診情報			
実施区分	—	数字	—
実施年月日	—	数字	○
健診プログラムサービスコード	—	数字	—
特定健診機関情報			
特定健診機関番号	○	数字	—
名称	○	漢字	—
郵便番号	○	英数	—
所在地	○	漢字	—
電話番号	○	英数	—
受診者情報			
保険者番号	○	数字	—
被保険者証等記号	○	漢字又は英数	○（最新のみ）
被保険者証等番号	—	漢字又は英数	○（最新のみ）
枝番	—	数字	○（最新のみ）
氏名	—	全角カタカナ	○
生年月日	—	数字	○
男女区分	—	数字	○
郵便番号	○	英数	—
住所	○	漢字	—
受診券情報			
受診券整理番号	—	数字	—
有効期限	—	数字	—

※

※同姓同名、同生年月日の方の本人確認のため、最新の個人単位被保険者番号について表示する。

# 保険者、マイナポータル及び保険医療機関での特定健診データ等の閲覧項目（健診結果・質問票情報）

- 健診結果・質問票情報については、「特定健康診査受診結果通知表」の項目をベースとし、下記の項目（○印）を表示する。また、結果通知表に掲載のない項目のうち、保健指導レベルと質問票については表示する。
- なお、平均値等、1回目及び2回目のいずれかが記録されている項目（収縮期血圧等）については、マイナポータルや医療機関での閲覧においては平均値等を優先する。

〔健診結果・質問票情報〕

第34回保険者による健診・保健指導等に関する検討会（平成31年3月28日）資料2 P27を改変

項目	居所を類推する情報	データタイプ	マイナポでの表示要否	医療機関への表示要否
身体計測				
身長	—	数字	○	○
体重	—	数字	○	○
BMI	—	数字	○	○
内臓脂肪面積	—	数字	○	○
腹囲	—	数字	○	○
診察				
既往歴	—	コード	○	○
具体的な既往歴	—	漢字	○	○
自覚症状	—	コード	○	○
所見	—	漢字	○	○
他覚症状	—	コード	○	○
所見	—	漢字	○	○
血圧等				
収縮期血圧	—	数字	○	○
拡張期血圧	—	数字	○	○
採血時間（食後）	—	コード	—	—

項目	居所を類推する情報	データタイプ	マイナポでの表示要否	医療機関への表示要否
生化学検査				
中性脂肪	—	数字	○	○
HDLコレステロール	—	数字	○	○
LDLコレステロール	—	数字	○	○
Non-HDLコレステロール	—	数字	○	○
GOT (AST)	—	数字	○	○
GPT (ALT)	—	数字	○	○
γ-GT (γ-GTP)	—	数字	○	○
血清クレアチニン	—	数字	○	○
eGFR	—	数字	○	○
血清クレアチニン (対象者)	—	コード	—	—
血清クレアチニン (実施理由)	—	漢字	—	—
血糖検査				
空腹時血糖	—	数字	○	○
随時血糖	—	数字	○	○
HbA1c (NGSP値)	—	数字	○	○
尿検査				
尿糖	—	コード	○	○
尿蛋白	—	コード	○	○

「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する平成30年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について」（平成29年10月30日）（保発1030第8号） 健診結果・質問票情報

項目	居所を類推する情報	データタイプ	マイナポでの表示要否	医療機関への表示要否
血液検査				
ヘマトクリット値	—	数字	○	○
血色素量〔ヘモグロビン値〕	—	数字	○	○
赤血球数	—	数字	○	○
貧血検査（実施理由）	—	漢字	—	—
生体検査等				
心電図（所見の有無）	—	コード	○	○
心電図（所見）	—	漢字	○	○
心電図（対象者）	—	コード	—	—
心電図（実施理由）	—	漢字	—	—
眼底検査（キースワグナー分類）	—	コード	○	○
眼底検査（シェイ工分類：H）	—	コード	○	○
眼底検査（シェイ工分類：S）	—	コード	○	○
眼底検査（SCOTT分類）	—	コード	○	○
眼底検査（Wong-Mitchell分類）	—	コード	○	○
眼底検査（改変Davis分類）	—	コード	○	○
眼底検査（その他の所見）	—	漢字	○	○
眼底検査（対象者）	—	コード	—	—
眼底検査（実施理由）	—	漢字	—	—
医師の判断				
メタボリックシンドローム判定	—	コード	○	○
保健指導レベル	—	コード	○	○
医師の診断（判定）	—	漢字	○	○

項目	居所を類推する情報	データタイプ	マイナポでの表示要否	医療機関への表示要否
質問票				
服薬1（血圧）	—	コード	○	○
服薬1（血圧）（薬剤）	—	漢字	—	—
服薬1（血圧）（服薬理由）	—	漢字	—	—
保険者再確認 服薬1（血圧）	—	コード	—	—
服薬2（血糖）	—	コード	○	○
服薬2（血糖）（薬剤）	—	漢字	—	—
服薬2（血糖）（服薬理由）	—	漢字	—	—
保険者再確認 服薬2（血糖）	—	コード	—	—
服薬3（脂質）	—	コード	○	○
服薬3（脂質）（薬剤）	—	漢字	—	—
服薬3（脂質）（服薬理由）	—	漢字	—	—
保険者再確認 服薬3（脂質）	—	コード	—	—
既往歴1（脳血管）	—	コード	○	○
既往歴2（心臓血管）	—	コード	○	○
既往歴3（腎不全・人工透析）	—	コード	○	○
貧血	—	コード	○	○
喫煙	—	コード	○	○
20歳からの体重変化	—	コード	○	○
30分以上の運動習慣	—	コード	○	○
歩行又は身体活動	—	コード	○	○
歩行速度	—	コード	○	○
咀嚼	—	コード	○	○
食べ方1（早食い等）	—	コード	○	○
食べ方2（就寝前）	—	コード	○	○
食べ方3（間食）	—	コード	○	○
食習慣	—	コード	○	○
飲酒	—	コード	○	○
飲酒量	—	コード	○	○
睡眠	—	コード	○	○
生活習慣の改善	—	コード	○	○
保健指導の希望	—	コード	○	○
情報提供の方法	—	コード	—	—
初回面接実施	—	コード	—	—

(参考) 特定健康診査受診結果通知表

別紙1

(表面)

特定健康診査受診結果通知表

フリガナ		生年月日	年 月 日	健診年月日	年 月 日
氏 名		性別/年齢	男・女 歳	特定健康診査 受診券番号	

既往歴			
服薬歴		喫煙歴	
自覚症状			
他覚症状			

項 目	基 準 値	今 回	前 回	前々回
		年 月 日	年 月 日	年 月 日
身 体 計 測	身 長 (cm)			
	体 重 (kg)			
	腹 囲 (cm)			
	B M I			
血 圧	収 縮 期 血 圧 (mmHg)			
	拡 張 期 血 圧 (mmHg)			
血 中 脂 質 検 査	中 性 脂 肪 (mg/dl)			
	HDL-コレステロール (mg/dl)			
	LDL-コレステロール* (mg/dl)			
	Non-HDLコレステロール* (mg/dl)			
肝 機 能 検 査	G O T (IU/l)			
	G P T (IU/l)			
	γ - G T P (IU/l)			
血 糖 検 査 <small>(いずれかの項目の実施で可)</small>	空 腹 時 血 糖 (mg/dl)			
	ヘモグロビンA1c(NGSP値) (%)			
	随 時 血 糖 (mg/dl)			
尿 検 査	糖			
	蛋 白			

\* LDLコレステロールについては、中性脂肪が400mg/dl以上又は食後採血の場合はNon-HDLコレステロールの測定に代えられる

(裏面)

貧 血 検 査	赤 血 球 数 (万/mm <sup>3</sup> )				
	血 色 素 量 (g/dl)				
	ヘマトクリット値 (%)				
心 電 図 査 検	所 見				
眼 底 検 査	所 見				
血 清 クレ ア チ ニ ン 検 査	血 清 クレ ア チ ニ ン 値 (mg/dl)				
	eGFR (ml/min/1.73m <sup>2</sup> )				

メタボリックシンドローム判定			
----------------	--	--	--

医師の判断	
判断した医師の氏名	

(備考)

- この用紙は、日本工業規格A列4版とすること。
- 「性別」の欄は、該当しない文字を抹消すること。
- 基準値を外れている場合には、「\*」を測定結果欄に記入すること。
- 「メタボリックシンドローム判定」の欄は、「基準該当/予備群該当/非該当」を記入すること。
- 「医師の判断」の欄は、
  - ①特定健康診査の結果を踏まえた医師の所見
  - ②貧血検査、心電図検査、眼底検査及び血清クレアチニン検査を実施した場合の理由を記入すること。

「平成30年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに  
健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」  
(平成29年10月30日) (健発1030第1号、保発1030第6号) 別紙1

